

宮城県環境保全率先実行計画

(第 5 期)

〈平成 28 年度～平成 32 年度〉

(抜粋)

平成 28 年 3 月

宮城県

3 推進目標等を達成するための具体的な行動

項目	具体的な行動
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入の基本方針に即して毎年度作成される推進計画に基づき物品等を調達する。 (対象品目例) 紙類, 印刷物, 文具類, OA機器, 家電製品, 照明, 自動車等 ○ グリーン購入の基本方針に基づき, 環境負荷の低減や環境保全活動に積極的に取り組んでいる事業者の受注機会の拡大を図る。 ○ ダストブロワー等のフロンガスを噴射ガスに使用した製品を購入・使用しない。
再生可能エネルギー等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が実施主体となる各事業において, 各種管理施設や敷地内に照明灯を設置する場合は, 太陽光・風力発電等の導入に努める。 ○ 庁舎等の新設や大規模改修等を行う場合は, その規模, 用途などを考慮し, 太陽光発電・太陽熱利用やコージェネレーション等の導入に努めるほか, 既存の庁舎等についても, 設置スペースや使用形態等を考慮し, 大きな導入効果が期待できる場合には, 積極的に導入を図る。 ○ 低燃費車や低公害車等の優先的導入を図る。
業務委託等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務(調査, イベント開催, 広報, 施設管理等)を委託する際は, 委託業者に対し, 資料編2に示すような省エネルギー・省資源・廃棄物の発生抑制・リサイクル・グリーン購入・エコドライブ・農薬の適正使用等の推進などの環境配慮行動の推進について仕様書に記載し, 要請する。
県発注工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事に伴う粉じん・排出ガスの発生を抑制し, 大気汚染を防止する。 ○ 低騒音・低振動型の建設機械等を採用し, 周辺生活環境に配慮した運転方法とする。 ○ 周辺生活環境に配慮した運搬車両の台数・運転時間帯・運転ルート等運行方法を事前に検討し, 騒音・振動・大気汚染等公害の未然防止を図る。 ○ 情報交換システム等の活用により, 建設発生土の公共工事間利用を推進する。 ○ アスファルトコンクリート, コンクリート塊及び木くずの建設廃棄物は, 再資源化を推進する。 ○ 「宮城県グリーン製品」の積極的な利用に努める。
施設改修等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の構造については, 環境負荷の低減に配慮し, 断熱・採光・防音・防振動等に考慮したものとする。 ○ 資材は, 環境負荷低減に資する再生資材等の使用に努める。 ○ 施設等を計画・設計する際は, 周辺の自然環境保全や景観に配慮する。 ○ 屋上, 壁面, 外構等の緑化を検討調査し, その採用に努める。

項目	具体的な行動
施設改修等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎等の敷地に植栽を施すなど、緑化を推進し、屋上緑化・壁面緑化・外構緑化に努める。 ○ せん定した枝葉は、たい肥化に努める。
広 報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内に常駐する外部機関に対し、県の環境配慮の行動について理解と協力を求める。 ○ 施設利用者へ、利用上の配慮や県の環境配慮の行動について広報する。 ○ トイレ等に使用後の消灯等の省エネルギー行動を呼び掛けるはり紙をし、施設利用者の省エネルギー行動の促進を図る。 ○ 構内駐車場等を利用する来庁者・納入業者・タクシー等に対し、不要なアイドリングの停止を要請する。 ○ イベントや会議等を開催する場合は、開催場所の状況に応じ、参加者に対して公共交通機関利用や駐車場等での不要なアイドリングの停止を要請する。

